

食中毒の発生及び対応について

1 事件の概要

令和3年8月18日及び23日に、中野区保健所に区内の医療機関より腸管出血性大腸菌感染症発生届が3件提出されたことを受け、調査を行ったところ、発生届が提出された患者3名は各々異なるグループで、8月11日及び12日に中野区内の同一の飲食店を利用していたことが判明した。当該グループは当該店で焼き肉等を喫食し、3グループ10名中4名が8月14日から17日にかけて下痢、腹痛、血便等の食中毒様症状を呈し、3名から腸管出血性大腸菌O157が検出され、遺伝子検査の結果3名とも同一の遺伝子型であった。各グループに関連性はなく、当該飲食店及び患者を調査した結果、共通食は当該飲食店で調理提供された食事以外にないことから、当該飲食店が原因の食中毒と断定した。

原因物質は、腸管出血性大腸菌であった。

区では、被害拡大防止のため、9月17日から9月23日まで7日間の営業停止の不利益処分を行うとともに、同期間の7日間、区ホームページにおいて当該事業者の名称等を公表した。

2 原因施設(被処分者)

- (1) 所在地 東京都中野区東中野
- (2) 業種 飲食店営業

3 食中毒違反の内容(根拠法令等)

食中毒の原因となった食事の提供(食品衛生法第6条違反)

4 不利益処分等の内容

営業停止7日間(食品衛生法第55条)